○公　告

クロスボウ講習会（初心者）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の３の２第１項に規定するクロスボウ講習会（許可を受けようとする者を対象）を次のとおり開催します。

令和８年11月20日

愛媛県公安委員会委員長　小 野　雄 史

１　開催日時

令和９年２月28日（日）　午前10時から午後５時までの間

２　開催場所

新居浜市久保田町３丁目９番８号　新居浜警察署３階大会議室

３　受講対象者

初めてクロスボウの所持許可を受けようとする者

４　受講資格

愛媛県内に住所を有する者

５　受講申込手続

⑴　受講申込受付期間

令和９年１月25日（月）から令和９年２月19日（金）までの間の午前９時から午後４時30分まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

⑵　受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

⑶　提出書類等

ア　申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号）　１通

イ　写真　１枚

ウ　手数料　6,900円（愛媛県収入証紙により納付）

※　申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

６　講習会の内容

講習は、

・クロスボウ所持者の責任と心構え

・クロスボウの所持に必要な知識

・クロスボウの使用、保管等の取扱い

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日講習修了証明書を交付します。

7　その他

⑴　受講申込時に交付したテキストを持参してください。

⑵　講習終了後に学科試験を実施するため、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

8　問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110(内線3184、3185)）又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）